

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の
運用に係る特例措置について

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）については、令和8年2月以前単価（以下「旧労務単価」という。）に比して主要12職種単純平均で2.7%程度上昇しており、国土交通省の「「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和8年2月17日付け、国会公契第14号ほか）及び「「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定に関連する入札契約手続等の処理方針について」（令和8年2月17日付け、事務連絡）による通知を踏まえ、県としての特例措置について、必要事項を定める。

1 方針

公共事業の積算は、できる限り市場の実勢を適切に反映して作成されなければならない。積算に早期に適用する必要がある。

2 対応

令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

3 積算方法

特例措置を適用する設計書において、当初契約日の属する月の単価を適用する設定を行い、 $P_{\text{新}}$ を算出する。

4 手続き方法

(1) 土木工事に関する手続き

- 工事打合簿で特例措置に係る協議を行う。この際、特例措置に基づく概算額を明記する。【別紙1「工事打合簿」（土木工事例）】
- 上記工事打合簿を取り交わした後、契約事項第19条により通知し、変更契約する。【様式－第19条通知）】

(2) 建築・営繕工事に関する手続き

- 工事打合簿で契約事項第 61 条による協議を行う。この際、特例措置に基づく概算額を明記する。【別紙 2 「工事打合簿」 (建築・営繕工事例)】
- 上記工事打合簿を取り交わした後、契約事項第 61 条の協議に基づき通知し、変更契約する。【様式一第 6 1 条通知】
- ※ 契約事項第 19 条は、設計図書の変更に関する条項であるが、契約事項第 1 条の設計図書の定義には、建築・営繕工事における金額を記載しない内訳書が含まれていないため、単価の変更は契約事項第 61 条による適用としている。

5 その他

(1) 変更契約の時期

この特例措置に基づく受注者との変更契約は、各積算システムへの単価実装後、速やかに締結すること。

(2) 令和 8 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事について

契約事項第 25 条第 6 項の規定に基づき、以下の対応が可能となる場合がある。

- ① 令和 8 年 3 月 1 日において工期の始期が到来していないもの
「賃金等の変動に対する工事請負契約事項第 25 条第 6 項 (インフレ条項) の運用の改正について (令和 4 年 12 月 26 日付け、技管-863)」により定めた運用の 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く) を準用した対応が可能となる場合がある。
- ② 令和 8 年 3 月 1 日において工期の始期が到来しているもの
「賃金等の変動に対する工事請負契約事項第 25 条第 6 項 (インフレ条項) の運用の改正について (令和 4 年 12 月 26 日付け、技管-863)」に基づく対応が可能となる場合がある。

(3) 予定価格の積算に当たって使用する労務単価の明示について

- 令和 8 年 3 月中に公告等を行うものについては、積算に使用している新・旧労務単価の別を、現場説明書 (条件明示) に明示すること。なお、明示は、別紙 3 又は別紙 4 によることを基本とするが、積算条件等に応じて、適宜修正すること。
- 農林水産部及び建設部の発注案件については、別紙 5 のとおり、令和 8 年 3 月中の公告は旧労務単価で統一することとし、電子入札システム等による周知を行うが、別紙 3 により、案件ごとに現場説明書 (条件明示) による明示も行うこと。

【様式一第19条通知】 土木工事

年 月 日

(あて先)

契約担当者

契約事項第19条による通知について

下記工事について設計内容を変更するので通知します。
なお、ご了承後は変更契約に応じて下さるようお願いします。

記

- 1 工事名
- 2 工事番号
- 3 工事場所
- 4 請負額
- 5 変更理由 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による。

【様式一第6 1条通知】建築・営繕工事

年 月 日

(あて先)

契約担当者

契約事項第6 1条の協議に基づく通知について

下記工事について契約額を変更するので通知します。
なお、ご了承後は変更契約に応じて下さるようお願いします。

記

- 1 工事名
- 2 工事番号
- 3 工事場所
- 4 請負額
- 5 変更理由 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による。

令和8年3月1日から令和8年3月31日に公告する案件共通
(旧労務単価による積算)

現場説明書(条件明示)

○労務単価等について

労務単価は、秋田県実施単価表(令和8年3月1日以降適用)(旧労務単価)に基づき積算して予定価格を算出していますが、契約後、秋田県実施単価表(令和8年3月1日以降適用 第1回改定)の新労務単価に設計変更するものとします。また、資材等単価は、当初契約日の属する月の資材等単価を適用して設計変更するものとします。

なお、秋田県実施単価表(令和8年3月1日以降適用 第1回改定)が更に改定となった場合は、秋田県実施単価表(令和8年3月1日以降適用 最終改定)の新労務単価を適用します。

令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日に公告する案件共通
(新労務単価による積算)

現場説明書 (条件明示)

○労務単価等について

労務単価は、秋田県実施単価表 (令和 8 年 3 月 1 日以降適用 第 1 回改定) (新労務単価) に基づき積算して予定価格を算出しています。

なお、秋田県実施単価表 (令和 8 年 3 月 1 日以降適用 第 1 回改定) が更に改定となり、本案件で用いている労務単価に改定があった場合は、契約後、秋田県実施単価表 (令和 8 年 3 月 1 日以降適用 最終改定) の新労務単価に設計変更するものとし、資材等単価は、当初契約日の属する月の資材等単価を適用して設計変更するものとします。

【電子入札システムお知らせ】

秋田県発注工事及び業務委託における予定価格の積算について

令和 8 年 2 月 2 5 日
 農林水産部農地整備課
 建設部技術管理課

令和 8 年 3 月から適用する新労務単価等については、早期活用を図ることとしますが、発注の集中による入札参加者の事務の効率化及び積算システム実装作業等を踏まえ、次によることとします。

○ 農林水産部及び建設部が発注する案件

令和 8 年 3 月 1 日以降に公告・閲覧する工事及び業務委託における予定価格は、旧労務単価等※1 により算出するものとします。

なお、当初契約締結後に、新労務単価等※2 に変更します。

※1 旧労務単価等とは、秋田県実施単価表（令和 8 年 3 月 1 日以降適用）の公共工事設計労務単価基準額及び設計業務委託等技術者単価等によるものとします。

※2 新労務単価等とは、秋田県実施単価表（令和 8 年 3 月 1 日以降適用 第 1 回改定）の公共工事設計労務単価基準額及び設計業務委託等技術者単価等によるものとします。

なお、秋田県実施単価表（令和 8 年 3 月 1 日以降適用 第 1 回改定）が更に改定となった場合は、秋田県実施単価表（令和 8 年 3 月 1 日以降適用 最終改定）の新労務単価等を適用します。

（参考）予定価格算出適用単価一覧表

公告年月日	農林水産部及び建設部が発注する案件	
	労務単価	資材等単価
R8. 2. 1～2. 28	2 月 (旧労務単価等)	2 月
R8. 3. 1～3. 31	3 月 (旧労務単価等)	3 月
R8. 4. 1～4. 30	4 月 (新労務単価等)	4 月

※ 令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する案件のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価等を適用したものについては、別に定める特例措置に基づき、当初契約締結後に、新労務単価等及び当初契約日の属する月の資材等単価を適用して変更契約します。